

## Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社  
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

## 『ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型) 〈愛称:ロイヤル・マイル〉』の設定について

この度、三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長 <sup>まつだ とおる</sup> 松田 通)は『ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)〈愛称:ロイヤル・マイル〉』を新規に設定いたします。

2021年1月5日(火)から1月18日(月)までの当初募集期間を経て、1月19日(火)に設定、運用を開始いたしますので、ファンドの特色等についてお知らせいたします。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分   |              |                  |              |       |
|---------|--------|-------------------|--------|--------------|------------------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態         | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 内外     | 株式                | その他資産  | 年12回<br>(毎月) | グローバル<br>(日本を含む) | ファンド・オブ・ファンズ | なし    |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社(ファンドの運用の指図等)
- 受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)
- 販売会社(購入・換金の取扱い等)

三菱UFJ国際投信株式会社  
 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)  
 株式会社SBI証券  
 PWM日本証券株式会社(2021年1月19日より取扱開始)

<本リリースに関するお問い合わせ先>

三菱UFJ国際投信 経営企画部

電話 (03)5221-5684

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

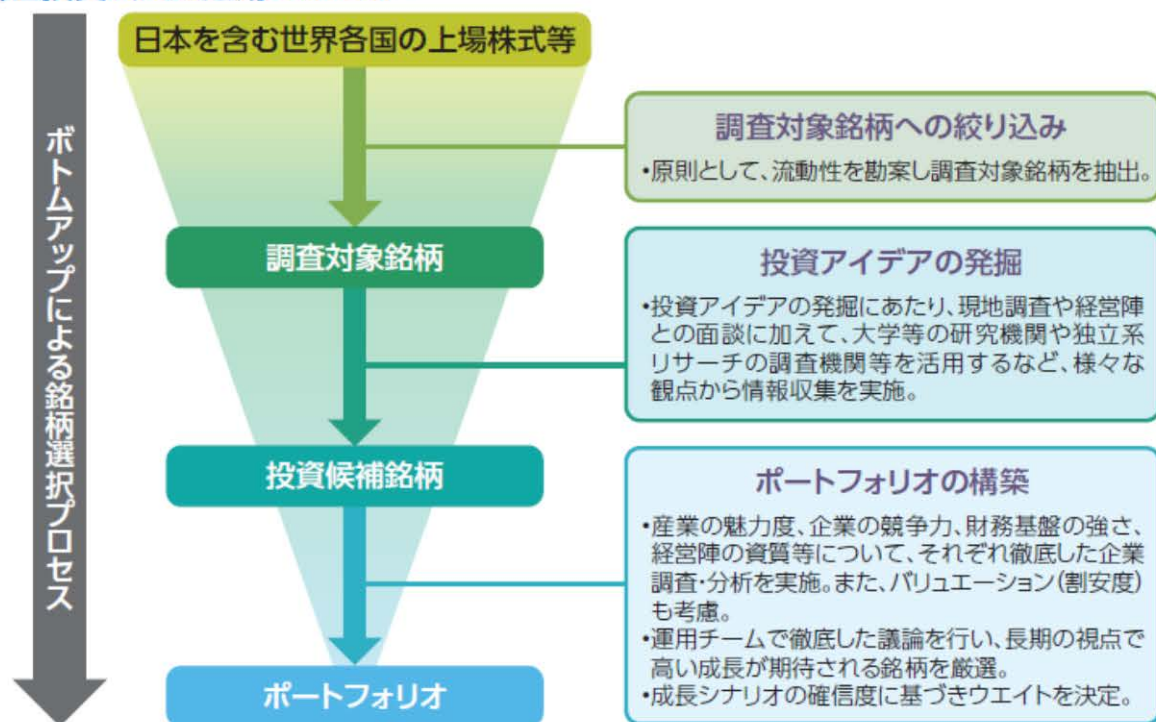
特色

1

長期の視点で成長が期待される世界各国の株式等に投資を行います。

- 外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。
  - DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。
- 投資にあたっては、国や地域、業種、時価総額に捉われずに、個別企業に対する独自の調査に基づき、長期の視点で高い成長が期待される企業の株式等に厳選して投資を行います。

## ■外国投資法人の運用プロセス



！ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

【出所】ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの情報に基づき三菱UFJ国際投信作成

外国投資法人の運用は、ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドが行います。

- ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドは、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの子会社で、実質的な運用はベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが行います。
- ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは、英国の独立系運用会社であるベイリー・ギフォード&カンパニーの100%子会社であり、英国外のお客様に対して資産運用・助言サービスを提供するための会社です。
- ベイリー・ギフォード&カンパニーは1908年に創業の100年以上にわたる株式運用経験を有する資産運用会社です。



原則として、為替ヘッジは行いません。

- 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。



毎月の決算日(毎月25日(休業日の場合は翌営業日))の前営業日の基準価額に応じた分配を目指します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 原則として、決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、決算日にかけて基準価額が急激に変動し、以下に記載された分配金額が分配対象額を超える場合等には、当該分配金額としないことや分配を行わないことがあります。

| 決算日の前営業日の基準価額      | 分配金額(1万口当たり、税引前) |
|--------------------|------------------|
| 11,000円未満          | 基準価額の水準等を勘案して決定  |
| 11,000円以上12,000円未満 | 200円             |
| 12,000円以上13,000円未満 | 300円             |
| 13,000円以上14,000円未満 | 400円             |
| 14,000円以上          | 500円             |

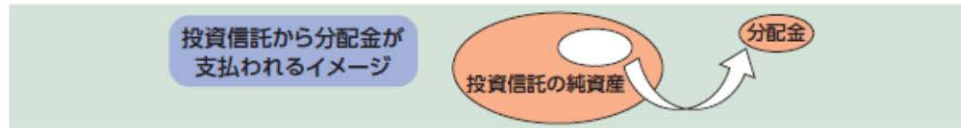
- ❗ 基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。
- ❗ 分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ❗ 基準価額の値上がりにより、分配金の支払い準備のために用意していた資金を超える分配金テーブルに該当することによって資金が不足する場合等は、テーブル通りの分配ができないことがあります。
- ❗ 上記表に記載された基準価額および分配金額は、予想に基づくものであり、将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。

(初回決算日は、2021年1月25日です。また、収益の分配は、原則として第3回決算日(2021年3月25日)から行う予定です。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



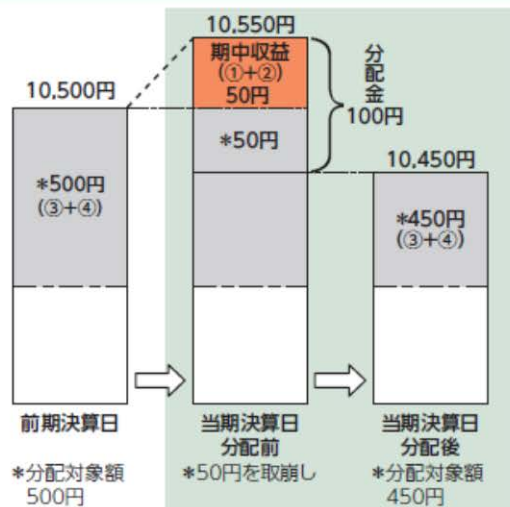
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

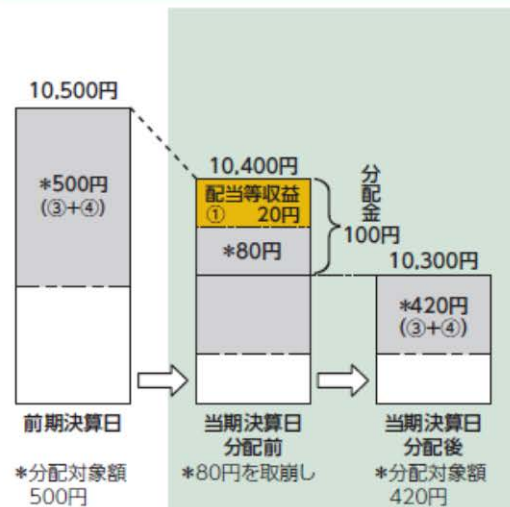
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



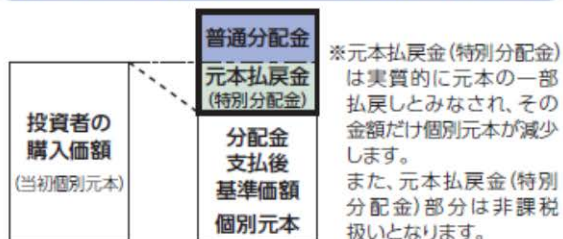
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

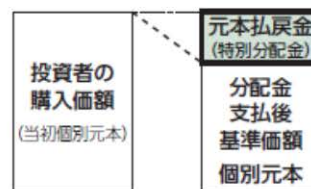
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

基準価額の変動要因：基準価額は、株式市場の相場変動による組入株式の価格変動や為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券等の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。主な変動要因は、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリー・リスクです。上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用                          |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                         |                                 |                                         |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------|
| 購入時手数料                                  | 支払先                                                                                                                                                                                                                                         | 購入時手数料                                                                                                                                                                  | 対価として提供する役務の内容                  |                                         |
|                                         | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                        | 購入価額に対して、 <b>上限3.30% (税抜 3.00%)</b><br>(販売会社が定めます)                                                                                                                      | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |                                         |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                         |                                 |                                         |
| 信託財産留保額                                 | ありません。                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                         |                                 |                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                     |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                         |                                 |                                         |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                        | ファンド                                                                                                                                                                                                                                        | 日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.5895% (税抜 年率1.4450%)</b> をかけた額<br>1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)<br>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。<br>各支払先への配分 (税抜) は、次の通りです。 |                                 |                                         |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                             | 支払先                                                                                                                                                                     | 配分 (税抜)                         | 対価として提供する役務の内容                          |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                             | 委託会社                                                                                                                                                                    | 0.795%                          | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                             | 販売会社                                                                                                                                                                    | 0.620%                          | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等       |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                             | 受託会社                                                                                                                                                                    | 0.030%                          | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等         |
|                                         | ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。<br>●投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬<br>・委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年率0.495%以内が支払われます。                                                                                                                              |                                                                                                                                                                         |                                 |                                         |
| 投資対象とする投資信託証券                           | 投資対象ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.055%以内</b> (管理等にかかる費用)<br>(マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                         |                                 |                                         |
| 実質的な負担                                  | ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.6445%程度 (税抜 年率1.5000%程度)</b><br>※ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託 (管理) 報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。                                                                                                                               |                                                                                                                                                                         |                                 |                                         |
| その他の費用・手数料                              | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。<br>・監査法人に支払われるファンドの監査費用<br>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料<br>・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等<br>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用<br>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |                                                                                                                                                                         |                                 |                                         |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2020年12月18日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上